報告書

令和2年度(2020年度)

子どもの家庭養育推進官民協議会研修会

1. 目的:

都道府県等社会的養育推進計画が、「家庭養育優先原則」に基づく社会的養育の充実をめざし、子 どもの最善の利益の実現に寄与するものとなるよう研修会を開催する。

2. 日時:

DAY1 -2021 年 1 月 22 日(金)13:15~15:00 入室・ご挨拶・セッション①

DAY2 -2021 年 1 月 29 日 (金) 13:15 (入室) ~14:40 セッション②

15:00~16:00 情報交換会

DAY3 -2021 年 2 月 19 日 (金) 13:15 (入室) ~15:00 セッション③

3. 場所: Zoom 開催(日本財団会議室より配信)

4. 対象:子どもの家庭養育推進官民協議会加盟団体関係者

_____<プログラム>_____

■DAY1 1月22日(金)13:30—15:00

セッション「社会的養護と子どもの権利」

平成28年の児童福祉法改正で子どもの権利条約が児童福祉法の理念として掲げられ、子どもが権利の主体であると明示されました。また、平成31年2月には、日本政府の第4回・第5回報告書に対して国連子どもの権利委員会から勧告がなされました。代替養育に関する部分の勧告もあります。社会的養護下の子どもの権利が大きく変わりつつあります。改めて社会的養護と子どもの権利について考えてみたいと思います。

<登壇者>

- ・木ノ内博道氏(千葉県里親家庭支援センター理事、官民協議会アドバイザー) (モデレーター)
- ・一場順子氏(弁護士・前世田谷区子どもの人権擁護委員)
- ・中村みどり氏 (Children's Views and Voices)
- · 脇園美可子氏(仮名) (Children's Views and Voices)

■DAY2 1月29日(金)※2部構成

①13:30—14:40

セッション「よい里親さんと出会うためのリクルートとは」

全国整備されるフォスタリング機関の重要な役割の1つとして「リクルート」があります。里親制度について正しく伝えるコミュニケーションができれば、里親になりたいという人はもっといるはずです。100万人の潜在里親(※日本財団調査)を掘り起こし、よりよい里親委託を進めるために、成果が見え辛く正解もわからない「里親リクルート」について、この時間を使ってヒントが得られたらと思います。

<登壇者>

- ・高橋幸子氏 (NPO 法人キーアセット リクルーター)
- ・八谷斉氏 (NPO 法人優里の会)
- ・中村智美氏(社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 二葉子どもと里親サポートステーション 東京都里親支援機関事業・里親リクルーター)
- ・叶登世美氏(さがみの里親会 会長)
- ・高橋恵里子氏(日本財団 公益事業部 国内事業開発チーム チームリーダー)

②15:00—16:00 情報交換会

自治体メンバー・民間メンバー分かれての情報交換会 厚生労働省胡内課長補佐出席

■DAY3 2月19日(金)13:30—15:00

セッション「"フォスタリングカード"発表と使い方レクチャー: よりよい里親養育のためのコミュニケーション」

里親家庭で生活する子どもは、不安がいっぱいです。こんなこと、里親さんに聞いてもいいのかな。困ったら、誰に相談したらいいのかな…。また、実子が里子や実親との関係で悩みを持つ場合もあります。どう接したらいいのだろう。学校の友達に聞かれると何て答えたらいいかわからない…。里子も実子も、複雑な悩みの種をたくさん持っています。私たち大人は子どもたちの声をしっかり聞けているでしょうか。今回、九州大学・SOS 子どもの村福岡理事の田北氏を中心に、子どもと大人の対話をつなぐ「フォスタリングカード『TOKETA』」を作りました。カードの使用方法を学びながら、子どもの不安を解消し、よい里親委託を進めるための心構えについて考えましょう。

<登壇者>

- ・田北雅裕氏(九州大学専任講師/SOS子どもの村 JAPAN)
- 里親、里子、実子数名

セッション 1日目

「社会的養護と子どもの権利」

平成 28 年の児童福祉法改正で子どもの権利条約が児童福祉法の理念として掲げられ、子どもが権利の主体であると明示されました。

また、平成31年2月には、日本政府の第4回・第5回報告書に対して国連子どもの権利委員会から勧告がなされました。代替養育に関する部分の勧告もあります。

社会的養護下の子どもの権利が大きく変わりつつあります。

改めて社会的養護と子どもの権利について考えてみたいと思います。

<登壇者>

- ・木ノ内 博道 氏(千葉県里親家庭支援センター理事、 官民協議会アドバイザー)モデレーター
- ・一場 順子 氏(弁護士・前世田谷区子どもの人権擁護委員)
- ・中村みどり 氏 (Children's Views and Voices)
- ・脇園美可子 氏(仮名) (Children's Views and Voices)



木ノ内:本日は「社会的養護と子どもの権利」をテーマに進めてまいります。平成28年に児童福祉法の改正ありました。また、平成31年に子ども権利条約の日本報告に対して国連子ども権利委員会から勧告がなされました。この2点を今日の話の中心に据えたいと思います。まずは自己紹介をお願いします。

中村 私はCVVという活動で副代表をしています。2001年に立ち上げた社会的養護の経験者、当事者をエンパワーメントする居場所活動を目的にして活動している団体です。

私自身も乳児院と児童養護施設を経験しており、同様の経験をしている人たちと繋がりを大切にしています。また、今私は支援者としての

仕事をしていますので、経験者の声を里親支援 にどう生かすのか、考えながら仕事をしていま す。

脇園:私もCVVに所属している当事者スタッフです。私は生後すぐ乳児院に入所しました。その後、5歳で児童養護施設に措置移動となり18歳まで所属しました。退所してすぐに大阪のアフターケア当事者団体CVVに出会い、そこで当事者として講演活動などを現在も細々と続けています。

4年制大学で福祉を学び、卒業後は障害者の 介護の分野に就職しました。もともと児童養護 施設の職員になりたいという夢がありました が、在学中の実習を経験して挫折しました。3 年ほど前に結婚し、現在は休職していますが、 当事者活動に励んでおります。

一場:私は3人の子どもを出産後、子どもに関する活動をライフワークにしたいと思い、弁護士になりました。日弁連の子どもの権利委員として活動しています。また、世田谷子ども人権擁護委員および東京都の子どもの人権擁護委員として、子どもの相談救済活動に10年ほど携わりました。日弁連の派遣チームの一人として国連の子ども権利委員会の予備審査、本審査も行っています。

2020年の9月25日に日本財団が発表した「子どもの権利を保障する法律を制度に関する研究会の提言書」にも委員として参加しております。今日はそのことについてもお話しできたらと思います。

木ノ内:私は平成5年に里親登録し、全国里親会の役員をしながら、国の審議会の委員として児童福祉法の改正等に関わってきました。また、子どもの権利条約総合研究所の研究員として子どもの権利の問題にも関わってきました。

本日は子どもの権利のことを中心に話していき たいと思います。まず一場先生から子どもの権 利条約の全体について解説をお願いします。

子どもの権利条約 4つの原則

一場:子どもの権利条約は第二次対戦が終わった後、ポーランドから草案が出されました。10年の期間をかけて国連で議論が尽くされ、1989年に国連で採択、翌年発効されました。日本は1994年に批准しています。条約ができてから既に30年以上経ち、日本が批准してからも25年以上が経っています。

子ども権利条約で一番大事なのは、子どもは 保護の対象ではなく、権利の主体として位置付 けられていることです。なかでも大事な4つの 原則があります。

・生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた 能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、 教育、生活への支援などを受けることが保障さ れます。

・子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが行われる時は、「その子 どもにとって最もよいこと」を第一に考えま す。

・子どもの意見の尊重

(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に 意見を表すことができ、おとなはその意見を子 どもの発達に応じて十分に考慮します。

・差別の禁止

(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

この子どもの権利条約の中で最も大事な基本 原則について、日本の法律の中では明記されて いませんでした。児童福祉法の改正の時に、子 どもが権利の主体であること、子どもの最善の 利益について触れたというのが、日本の法律の 中では初めてのことです。

子どもの権利条約を批准した国は、国連の子どもの権利委員会に、2年目に一度、そして5年に1度ずつ報告をします。それに対して国連の子ども権利委員会の審査、予備審査、本審査を受けて、最終的に総括所見、さまざまな勧告が出されます。



私は日弁連から派 遣されてこの審査に 参加しましたが、世 界の国の中で日本が どういう状況にある のかよくわかりまし た。2010年の勧告で

は「日本は、児童を、権利を有する人間として 尊重しない伝統的な価値観により、児童の意見 の尊重が著しく制限されていることを引き続き 懸念する」という見解が述べられています。こ れが国際機関から見た日本の子どもの現状であ り、私が子どもの権利についてさまざまな活動 する中で常に感じていることです。日本の伝統 的な、社会的な見方の中では、子どもを権利の 主体として認めない見方が根強くあります。

2019年に野田市で小学4年生の女の子の虐待死の事件がありました。あの事件も子ども自身の意見が施策に反映されなかった、無視されたことが痛ましい結果を招いたと思います。子どもは状況をきちんと分かっており、自分の意見を言えるというのが私の実感です。

弁護士が中心となって作った日本で初めての 民間の子どものシェルター「カリヨン子どもセンター」での活動や、そこで司法面接をして虐 待を受けた話を聞く仕事もしていますが、子ど もは自分に起きたことを聞かれればきちんと話 します。子どもの人格の尊厳を尊重しながら、 子どもに向き合うことが大事だと思います。子 どもの権利条約は日本で批准されていますが、 子どもの権利の主体とする考え方が法律の中に ない。日弁連では子ども基本法を作った方がよ いと考えていますし、日本財団の提言にもそれ を反映しています。

改正児童福祉法のポイント

木ノ内: 平成28年に児童福祉法が改正されました。私は新たな子ども家庭福祉の在り方に関する研究会というこの法律を作る手前の作業に関わりました。

そして1条から3条まで大幅に、子どもの権利を入れて法律が改正されました。

第1条では「全て児童は」と、子どもが主語になっています。「子どもの権利に関する条約の精神にのっとり」ということで、子どもの権利に関する条約をメインにおいている。「精神にのっとり」ですから、子どもの権利条約そのものではないわけですが。

第2条では「全て国民は」から始まり、初めて日本国民は子どもの良好な関係において生まれ、かつ社会のあらゆる分野においても児童の年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されるということで、意見の尊重などが謳われています。

第3条の2項では国及び地方公共団体は子どもが家庭において、心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない、とあります。その上で子どもが家庭で養育されるのが難しい場合に関しては児童を家庭において養育することが困難、または適当でない場合にあっては、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境いわゆる里親家庭のようなところで養育する。「継続的に」とありますが、これはパーマネンシーです。連続的、継続

的に養育されることが大事ですよ、と書かれて います。

児童が代替的な家庭において養育することが 適当でない場合はどうするか。家庭環境で養育



されることが原則で あって、適当でない 場合は、家庭的な小 規模の施設での養育 となります。改正児 童福祉法には大舎 制、大規模施設で養 育するということは

出てきません。

平成28年5月に国会で通過し、2か月後の7月から「新たな社会的養育のビジョンについての検討会」が作られ、この法律に基づいたしくみをどう作ったらいいのか、ということが1年あまり議論され、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が発表になりました。

新ビジョンの中では、例えば3歳までの子どもは5年間で75%が家庭養育、里親の下で育てるべきであるとう、それぞれの目標が出ています。かなり高い数値なので難しいのかもしれませんが、地方自治体に施策を講じるように指示し去年の3月末に締め切り、各地方自治体から上がってきましたが、7つの公共団体、地方自治体からしか目標達成の数値が上がってきていない状況です。

こうした取り組みが始まっていますが、どう 考えたらいいのか。これまでの経験を踏まえて 中村さん、脇園さんにお話を伺います。

条約批准後、子どもの声を聞けたのか

脇園:私の経験からお話しします。私の場合は 両親もいましたし、祖母の家もあり、一応外泊 ができることになっていました。しかし、他の 入所している子どもたちも含めて、家族から外 泊時にネグレクトや性的虐待を受けているとい う声がありました。外泊から帰ってきた子ども に対するヒアリングあればよかったのに、と思 います。

中村:私は子どもの権利が94年に批准される前から施設に入って、権利条約が批准された後、私たちの生活が変わっていったという経験しました。今回、児童福祉法が改正されて子どもの権利が記載されたということで、これから生活する子どもたちにとって大きな変化が起こることを期待しています。

昨年、施設や里親 家庭で生活している 子どもたち約75名と 「今あなたの声が聞 こえていますか」と 題し、子どもの権利 カードを使ったゲー



ムをしながら声を聞かせてもらいました。そこでは「誰も聞いてくれる人がいない」「大人に話しても意味がない」という子どもの声が聞かれました。

権利条約を批准してから、施設や里親家庭や 児童相談所では、権利ノートや意見箱などの取り組みがなされています。それでも、誰にも話 すことができない子どもたちがいることを考え ると、今の取り組みを見直す必要があると思い ます。聞き取りの中では、「身近な人だから言 いにくい」「施設の職員だから言いにくい」と いう意見もあり、子どもの話をしっかりと意見 を聞いてくれる第三者の必要性を感じました。

子どもを一人の人間として尊重する聞き方

木ノ内: ありがとうございます。条約の批准から児童福祉の改正まで、全体の流れについて一場先生お願いします。

一場:子どもの権利条約の観点から言えば、先ほどの児童福祉法の改正された、第2条の「子どもの最善の利益を考慮しなければならない」と書かれたことで、行政の方が、最善の利益を考えられるようになったということだけでも、一つの前進だと思います。

ただし、先ほどから言われているように、子どもの意見の尊重という部分がなかなか日本では定着せず、「子どもの意見を尊重するなんて子どもに勝手を許すこと」という世の中の受け止め方があります。子どもの権利条約を作ろうとなると、むしろ学校関係者の方から反対意見が出ます。世の中全体として、子どもに権利を認める考え方はまだまだ少ないです。

しかし、私の仕事ではどんな小さな子どもの 意見も尊重します。実際に司法面接室で出会っ た子どもに対して「私はあなたと同じ経験はし ていないので、ここではあなたの経験を聞きま す。ここではあなたが先生で私が生徒です。だ から私にあなたが経験したことを教えてくださ い」ということからスタートするのです。

子どもを一人の人間として尊重する姿勢がなければ、ただ意見表明権と言っても意味がありません。どんな小さな、一歳ぐらいの赤ちゃんでも、「コンセントいじったら危ない!ダメよ」と言うと、何か悪いことをしたというだけで終わってしまいます。子ども達は人間として生まれた時から一人の人格としてきちんと尊重されなければいけない、尊厳を持っているのです。それは大人として、支援する大人としてそれを大事にしなければ、子どもたちは声を出せないといつも思っています。

国連からの勧告とカウンターレポート

木ノ内:子どもの権利条約を日本が批准するわけですが、批准すると日本の政府が国連子ども権利委員会の方に報告することになります。

子どもの権利条約 20 条にはこのように書かれ ています。

- 1. 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を 奪われた児童又は児童自身の最善の利益にか んがみその家庭環境にとどまることが認めら れない児童は、国が与える特別の保護及び援 助を受ける権利を有する。
- 2. 締約国は、自国の国内法に従い、1の児 童のための代替的な監護を確保する。
- 3.2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

"必要な場合"に施設への収容を含むことができる、と。これについて、日本政府の報告を見ていくことにします。

1回目の日本の報告には、「日本の社会的養護は施設養育が中心である」とあります。当時は今より里親委託が少ないわけですが、それがそのまま書かれています。国連子どもの権利委員会からは「もっと代替家庭養育を中心に」というようなことがいわれたわけです。

2回目の日本の報告では「これから家庭養育を中心にしていきます」ということが書かれています。現状のことはあまり書かれていません。それに対して国連からは、その通り実行してもらいたいということが書かれています。

3回目の政府報告では20条について触れておらず、「2回目の報告と同じ」という書き方でした。20条については関心が持たれていない。これでは問題があるということで、4回目、5回目の報告書が出されるにあたって、カウンターレポートというものがありますが、私はそこに20条の問題をきちんと書くことによ

って、国内というよりは国連から日本の政府に 物申すようなことができないだろうか、という ことで活動を始めました。子どもの権利条約総 合研究所などさまざまな機関からカウンターレ ポートを書くための資料を集めました。

日弁連のカウンターレポートは弁護士の皆さんが中心になって書かれますが、市民を中心としたカウンターレポートを書くため、市民会議を中心に私は活動を始めました。結果として、20条の問題、すなわち養育が難しい子どもたちのことについては任せていただくことになり、執筆に取り組みました。

カウンターレポート全体としては1万字ほど ありますが、その中の20条だけを見ると、本 当に数少ない文字数の中で的確に書く必要があ りました。それに対して、4回目、5回目の報 告の総括所見が出たわけです。

まず一般措置についての意見。

「子どもの権利に関する包括的な法律を採択し、かつ、国内法を条約の原則および規定と完全に調和させるための措置を取るよう強く勧告する」ということです。代替養育20条の問題ではありませんが、きちんと法律でするようにとあります。この辺りは子ども基本法を作る動きとなり、日本財団が研究を進め、提言がなされています。

代替養育について子どもの権利委員会から6 つの問題が指摘されました。

1)子どもを家族から分離するべきか否かの決定に際して、義務的司法審査を導入し、子どもの分割に関連する明確な基準を定め、かつ親からも子どの分離が最後の手段としてのみ、それが子どもの保護のために必要であり、かつ子どもの最善の利益に合致する場合に、子ども及びその親の意見を徴収した後に行われることを確保すること。

虐待の場合、承諾を取らずに親子分離をする ということが多いわけですが、この総括初見で 日本に対して言われたのは、親子分離は親子での生活が出来なくなった時に関してのみ、行われる。そういうようなことをきちんと行うべきだと。義務的司法審査となっていますから司法が関わります。

- 2) 明確なスケジュールに沿った「新しい社会的養育ビジョン」の迅速かつ効果的な執行。6 才未満の子どもを初めとする子どもの速やかな脱施設化、及びフォスタリング機関の成長を確保すること。新しい社会的養育ビジョン、というものを国内の動きを、子どもの権利委員会はよく知っていて、それを早く進めなさいという勧告です。
- 3) 児童相談所における子どもの一時保護の実務執行を廃止すること。一時保護を新しいしく みとして検討してくださいということが語られています。
- 4)代替的養育の現場における子どもの虐待を防止し、これらの虐待について捜査を行い、かつ虐待を行ったものを訴追すること、里親養育および施設的環境(児童相談所など)への子どもの措置が、独立した外部者による定期的に再審査されることを確保すること、ならびに、子どもの不当な扱いの通報、監視および是正のためのアクセスしやすく安全な回路を用意する等の手段により、これらの環境におけるケアの質を監視すること。

社会的養護の中で虐待が起きているとしたら 問題なので、そのためにはこうしなさいという ことが書かれています。

5) 財源を施設から家庭的環境(里親家族など)に振り向け直すとともに、すべての里親が包括的な支援、十分な研修および監視を受けることを確保しながら、脱施設化を実行に移す自治体の能力を強化し、かつ同時に家庭を基盤とする養育体制を強化すること。

施設から里親へというようなところをきちん としなさいというような提言がなされました。 6)子どもの措置に関する生物学的親の決定が、子どもの最善の利益に反する場合には家庭裁判所に申し立てを行うよう児童相談所に明確な指示を与える目的で、里親委託ガイドラインを改正すること。となっています。実親が子どもの権利に違反するといいますか、そういうような場合には家庭裁判所に申し立ててきちんとするようにというようなことが書かれています。こういった6つの項目が総括初見として述べられ、勧告されています。

その後、第6回第7回報告を2024年11月 21日に提出するように、子どもの権利委員会 の方から言われています。

全体としての子ども権利が大事なのは当然ながら、20条に関しても国内できちんと進めてもらうには、子どもの権利委員会の方からの総括所見を受けて日本の社会的養護を変えていく、という取り組みをしていきたいと思います。この辺りについて、一場さんいかがでしょうか。

一場:私は第3回の日本政府の報告書の審査の時に予備審査、本審査ともに参加しましたが、 国連は児童相談所のあり方に対して疑問を持っていました。

次回の報告までにはきちんと報告するように 言われました。

子どもの問題の関係省庁がバラバラ

一場: そもそも、児童相談所というネーミングもおかしいのです。法律も児童福祉法そのものが、子どもに関する養育困難、被虐、少年事件、不登校など、ありとあらゆることを児童相談所はやるように決められています。子どもを保護する機関として何をどうすればいいかということが埋没して、細かい改正に改正を重ねて、児童福祉法の今があります。

私たち弁護士が虐待に関する子どもに法律家として立ち会う時は、児童福祉法と児童虐待防止等に関する法律を積み重ねてみないと中身が分からない。それから改正された児童福祉法はものすごく膨大な量です。全体像が見えにくくなってしまっている。これではわからないといつも思っていますし、国連から見たらさらにわからない。「児童相談所?ガイダンスセンターとなっているけれど、何をするところ?」と。

しかも子どもの問題は厚生労働省と文部科学 省とそれから法務省と色々な省庁が関わっていますが、それぞれの連携がありません。カリョンで子どもを保護する時は、それこそスクランブル連携という言葉を使っています。各専門家がそれぞれ参加して力を合わせてこの子をどうするかを考えることをしないと答えが出てこないのに、本当に日本の法律はバラバラで、対応する省庁もバラバラ、その連携が全くなされていません。これでは国連からクレームが来るだろうと思います。

特に一時保護書は完全に児童相談所が所見で 決められるので、児童相談所だけの判断で子ど もを親から分離して保護できます。確かに緊急 な場合はそれが必要でしょうけれども、少なく とも事務的な審査は必要なのではないかという ことは国連からも言われています。日本の家庭 裁判所は裁判官の人数が少ないですし、青年後 見制度も業務が多いので、子どものことに関わっていられないのかもしれませんが。

各国の児童福祉を見ていると、裁判所が後見 的に命令などを出すこともできるようになって いる気がします。その意味で、すごく大きな宿 題を児童相談所、厚労省に出されていると見た 方がいいのかもしれません。

木ノ内: 当事者の中村さん、牧園さん、国連からの総括所見をについていかがでしょうか?

中村:親子分離についた書かれた部分は「子どもと親の意見徴収をしなさい」という部分が重要だと改めて感じました。子どもに「これから親と分離されるのだ」ということに対する意見とか、もちろん保護者にも今から分離することについて丁寧に説明していくことが、これまで十分ではなかったのかなと感じました。

どのように意見聴取するか、ということも技術が必要です。「分離するからからいいよね」という聞き方と「どう思うのか?」という聞き方では、全然違うと思います。どのようにヒアリングするかがとても重要だと感じています。

親もそうですが、子どもにもきちんと聞くというのは今の体制では少ないのかなと思います。 脇園さんはいかがですか。

脇園:私も同じ意見です。措置変更で施設を移動するとき、自動的に移動すると分かっていても、やはりヒアリングの時間を取って欲しいと思います。子どもがちゃんと理解できるかどうか、判断は難しいとは思いますけど。大事だなと思います。

先ほど言いそびれましたが、子どもの権利条 約に関する部分。子ども間の性的暴力があった 被害児童に対するヒアリングも大事です。とに かくヒアリングの時間を増やして欲しいです。

子どもの話をベースに対応を考える

一場:「子どもの声を聞く時間がない」という ことで終わっているのは問題だと思います。

先ほどからも何回も出ていますが、子どもの権利の主体として定め、子ども権利条約の理念と原則を明記して子どもの権利保障に必要な制度を定めた子ども基本法が必要です。

ここで大事なことは、子どもの意見表明権が 中心にあるということを忘れないということ。 ヒアリングしたその結果を踏まえ、子どもに対 する最善の利益を考えて子どもの施策を考え る。例えば一時保護するとか施設に措置すると か決める時に、その子どもがヒアリングされた 子どもの意見というものを皆が共有して考えな いといけないと思います。

私はカリョン子ども施設センターで司法面接 室室長をしていますが、子どもからきちんとイ ンタビューする訓練を受けた方がインタビュア ーとして子どもの話を聞いてそれを録画しま す。録画すれば子どもの表情、子どものどんな 言い方をしているか全て画面から分かります。

性的被害や性的虐待などは辛い話なので、何度も聞かれるというのは子ども自身が二次被害を受けてしまう。それを防ぐために録画という手段を取るのです。録画を関係者が共有して、その上でどう対応すればよいかに考える。

日本の要対協も行政も、情報の共有というものに非常に臆病です。しかし、基本的な情報、子どもの意見というものがベースにないと、どうしたら良いか考えられない。自分がどうしたらいいのか子ども自身が一番分かっています。せっかく子どもが話した情報を共有できなければ、まともな対応をできるわけがありません。せっかく子どもが訴えたとしても救われないのです。そのためのきちんとした制度があった上で、子どもの意見が尊重されるということが必要だと思います。

国連が一番気にしているのは、日本における 子どもの権利状況が子どもの権利条約で定めら れている理念に合致しているかどうか。そこを 見て報告書を審査されます。

今まで一番問題とされたのは、例えば代替養育の部分、子どもの意見表明の部分、そして子どもに関する包括的な法律がないことです。

日本では子どもに対する子どもについての法 律はたくさんあります。例えば教育基本法とか 学校教育法とか児童虐待防止等に関する法律と か、児童福祉法とか、少年法とか、担当部署は 全部違いますが、いろいろあります。けれど も、子どものことを考えた時にこれだけは絶対 に必要だよという原則が必要です。

先ほど挙げた4つの原則。成長発達を保障しましょう。差別の禁止。これは外国人の子どもが日本に大勢いて、現にそこで生活しています。その子ども達は憲法だと国民が対象なのです。国民でなくても子どもはやっぱり特別な保護が必要ですから、例えば児童相談所でもきちんと外国人の子どもも保護の対象としておられる。そこは素晴らしいことだと思っています。そういったことは差別の禁止というのはその意味で大事です。

意見表明権は繰り返しますが、大事な基本になっております。子どもに対する施策を考える時、まずその子どもにとって最善の利益とは何なのか。それは、具体的な判断だと私は思っています。それぞれ子どもの能力も違いますし、性別も違う、年齢も違う。0歳と15歳では対応は全く異なります。具体的にその子にとって、「いま目の前のこの子にとって最善の利益は何なのか」と考えて行動しないといけない。それが最善の利益の原則の内実だと私は思っています。こうしたことを基本法の中に入れる必要がある。今日本の法律の中にそれが書いてないから、子どもが苦しい思いをしています。

現在、子どもの自殺が多いことが問題視されています。虐待されて亡くなってしまう子どももなんとか救うためにも、子どもの基本法が必要だと思って提言しています。

制度として大事なのは、文科省と厚労省と法務省とバラバラに施策を進めてもうまくいきません。例えばデータひとつとっても、自殺は警察の統計です。本来は子どもに関するデータは子どもの専門調査機関が取らなければ意味がない。内閣府に置くしかないかもしれませんが、そうしたものを作る必要がある。調査権を持って政策提言とか勧告することができる、行政か

ら独立した「子どもコミッショナー」を設立することが求められます。

さまざまな施策が実行する上でうまくいっているのか、モニタリングしないといけません。 国連は必ずモニタリング機構を置きなさいと言っています。ところが、日本は行政から独立して行政をモニターする制度というのが本当に少ない。だからこそ提言の中に入れています。

そういった形で子どもに権利を保障する法律 および制度の提言を 2020 年に発表したという 次第です。

木ノ内:政府報告が、4回5回の報告書が出る前に、国連の子どもの権利委員会から、市民の声を聞いて報告書にまとめるよう指示があり、外務省が集めたのです。関係省庁だけで、厚生労働省もあり文部科学省も警察庁もあり、多様な省庁から出てきます。市民の声というよりは行政機関が非常に多い。

例えば文部科学省の学校教育法を見ますと、 里親は養育のための保護者ではない。児童福祉 法には書かれていますが、学校教育法では里親 は保護者ではない。とにかく今のままでは不適 当だと思っています。

また、きちんと全体の目標を集約できるところがない限り、それぞれの省庁が自分の考えだけで動いている現状は問題があると思います。

当事者の立場から見て現在の社会的養護の問題あるいは子ども基本法をどのような方向で作っていけばよいか。難しい質問ですが、もしご意見があればお聞きしたいなと思っています。いかがでしょうか。

関係機関が連携するための子ども基本法

中村:先ほども一場先生のお話にもありましたが、社会的養護となると厚生労働省が担当省庁になりますが、経験者の声としては「学校の先生にもっと理解してもらいたい」とか「学校で

社会的養護のことが学べる授業もあったらいい のではないか」という経験者もいます。

同じ子どもをみている立場の大人でありながら、一方は施設職員も含めて児童福祉の視点、学校の先生は教育中心で福祉の視点とは異なります。もう少し子どもの権利のために一緒に手を取り合いながら次世代を育てていくことができるとよいですが、現状の制度だけでは難しいと感じています。縦割り行政を横につなぐ何かしらの取り組みが必要で、その一つが子ども基本法だと理解をしています。

脇園:ご質問の答えになるかわかりませんが、 自分の経験から語らせていただきます。子ども から助けてと言えないのと、何が自分にとって 虐待なのか、何がつらいのか分からないまま 18歳になり、施設を出てから後々たいへんに なるという経験をしまして、やはり子どものう ちから虐待のことを思い出させなくてもいいか ら、トラウマについての勉強は学校の中でも、 施設の中でもいいので、そういう勉強に子ども のうちから出会える場を作って欲しいと思いま した。

木ノ内: 文部科学省と厚生労働省でも大分ちがいますし、警察庁もまた違います。子どもの側から助けてということができないことは、大人の責任として必要だと思います。

会場からもご意見がきています。

参加者より:司法面接と被害を聞くことと、子 どもの気持ちや意見を聞くことは性質が違いま す。司法面接の情報共有については限定的であ るべきです。

一場:司法面接とは私たち弁護士が使っている 言葉で、児童相談所では被害確認面接という言 葉が使われていますが、実態は同じです。きち んと子どもの話を聞く訓練を受けたインタビュ アーが一対一で子どもから受けた被害を聞くの が被害確認面接であり、司法面接です。

いじめの場合でも同じなのですが、子どもであっても一人の人間として尊重して一対一で「あなたに起こったことを私に教えて」という態度で子どもに聞くことが大切です。上から目線で聴いても本当の話は出てこない。その様子は録画して専門家が共有し、これから大人がどう対応していけばよいのか、被虐待であれば児童相談所はどう対応していけばよいのか、被虐待であれば児童相談所はどう対応していけばよいのか、分離するかなど決めるときにベースなります。他の人に漏らしてはいけないと言われますが、専門家は守秘義務を持っています。私は弁護士なので業務の一環として聞いた話を外部に漏らしたら弁護士資格を失います。

「プライバシーだから話したくない」ではなく、それを話してもらわないと問題が解決できないと考えていただけたらと思います。お話しするのはきついと思いますが、何のために聞くかというと、「あなたを救うために必要なんだよ」ということです。情報の共有は日本では確かに難しいです。

木ノ内:児童相談所に子どもたちが「虐待がある」と言っても相談に乗ってもらえないのは、 問題です。子どもの声ではなく、大人の声を聞いている、どうもそんな感じを受けます。

子どもの権利が批准されてからも日本でほとんど機能してこなかった。児童福祉法改正によって、国内法としてようやく子どもの権利が認められるようになった。子どもの意見を聞く、家庭養育を中心とする、などありますが、今後どういう風にしていけばよいか、ご意見お願いします。

中村:これまで、子どもの権利条約が機能してこなかったわけではく、批准後は支援者たちによって何らかの取り組みはされてきたと思います。私自身の経験からも、暴力がなくなっていったという実感がありますし、子どもたちの声を聞こうという取り組みがされ始めたとは思います。

ただし、それが十分ではなかったということは言えます。いま生活している子どもたちが話を聞いてもらえない、適当にあしらわれてしまう、大人に言っても意味がないという気持ちを持っている時点で、今のままではよくない。

もう一つ、家庭養育については、大人が子ど もたちにとっていいと思っている環境が、子ど もたちにとってどうなのか、ということは考え られているのか。大人から見る子どもの最善の 利益ではなく、子どもたちの意見を聞いてから ではないと、最善とは言えないのではと思いま す。私自身、里親支援として子どもたちに関わ る立場になっていますが、そういう視点を常に 持ち続けなければならないと思っています。

職員に時間の余裕が必要

木ノ内:中村さんからも出ましたが条約を批准 しても、さらに国内法で整備することで、どう 変わるのか。一場先生いかがでしょうか?

一場: 法律家の立場から、やはり国内法がないと。裁判官も判決は法に基づいて判断します。 条約だとやっぱり書きぶりも全然違いますし、 使い勝手が悪いです。だからこそきちんと国内 法に落とした方がよいと考えます。

脇園:何を伝えたらいいのか難しいのですが、 私自身の経験から今後の子たちのためにこうあって欲しいと思うのは、トラウマに特化した専門家と子どもたちが関わって欲しいと思います。 また、職員が少ないことで、関わる時間がどうしても少なくなります。私がいた施設の職員さんのことは優しくて大好きだったのですが、関わる時間が少ないと、自分のしんどさを表現できない子どもは取り残されていくしかなかった。職員が余裕を持って子どもと関わって欲しいと思います。さらに、施設内での子ども間の性暴力もあるので、それが見過ごされてほしくないと思います。

一場:東京都の子どもの人権擁護委員を務めていたとき、子ども間の性暴力の話がありました。こうしたことは外部から出向いて話を聞かないと表に出てきません。お話を聞いたときは、「ともかく私たちがいるから話したい人たちはためらわずに来て」と言って、話に来ていただきました。

特定の誰かの話を聞くと、その子があとで何を話したのか詮索されると困るので、全員から話を聞くなど、聞き取りの仕方の工夫が必要です。また、トラウマケアを精神科医に託すと薬物治療のみに陥ることもあり注意が必要です。例えば国際的なトラウマ研究で知られる先生は、ダンスをするとか、自分が積極的になれることをした方がよいとおっしゃっています。間違っても薬漬けにならないような注意が必要です。まずはカウンセリングがベストです。カリオンではトラウマに関しては、スタッフの他にも子ども担当弁護士が一対一で付き添います。そういう余裕が施設に必要です。

木ノ内:職員に時間がないことで、子ども側が問題解決でいないできることもあると思います。職員を増員するなりして十分に話を聞けるしくみができたらいいなと思います。子どもが取り残されているという状況は何としても解決していかなくてはなりません。本日はみなさま貴重お話をありがとうございました。

セッション 2日目

「よい里親さんと出会うためのリクルートとは」

全国整備されるフォスタリング機関の重要な役割の1つとして「リクルート」があります。 里親制度について正しく伝えるコミュニケーションができれば、里親になりたいという人は もっといるはずです。100万人の潜在里親(※日本財団調査)を掘り起こし、 よりよい里親委託を進めるために、成果が見え辛く正解もわからない 「里親リクルート」について、この時間を使ってヒントが得られたらと思います。

<登壇者>

- ・高橋 幸子 氏 (NPO法人キーアセット リクルーター)
- ・八谷 斉 氏 (NPO 法人優里の会)
- ・中村 智美 氏(社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーション 東京都里親支援機関事業・里親リクルーター)
- ・叶 登世美 氏(さがみの里親会 会長)
- ・高橋 恵里子 氏(日本財団 公益事業部 国内事業開発チーム チームリーダー)モデレーター







の高橋です。なかなかお会いできない日々が続 いておりますが、お元気でお過ごしでしょう

日本財団 高橋:皆さまこんにちは、日本財団 か。2日目のセッションの進行を担当させてい ただきます。まずはパネリストの方にお一人ず つプレゼンテーションをお願いいたします。



中村: 私は現在、東京都里親支援機関事業の里親リクレいます。皆さルーまはといてどのよう

なことが大切だとお考えですか? 二葉が大切 にしていることをご紹介します。

里親リクルートで大切にしている1つ目は、 地道な種まきを続けていくことだと思います。 さまざまな活動を通して少しでも多くの方々に 里親制度についての情報を発信する。そのとき すぐに里親になれないとしても、制度を知る人 を増やすことで、5年後10年後の登録につな がると信じています。制度を知る人が増える と、地域に里親の応援団が増えていきます。里 親と子どもたちが共に生活しやすい地域に変わ っていくことで「自分にもできるのではない か」と思う方が増えることを目指しています。

大切にしていること 2 つ目は里親制度の理解です。実親の存在、歴史を含めた子どもの存在を丸ごと受け入れるということが、社会的養育としての里親制度である。このことを理解していただくことが重要だと思っています。

また、社会的養護を必要としているお子さんには多様なニーズがあり、里親家庭のなかだけで抱えて養育するのは簡単なことではありません。様々な専門職、里親仲間であたり、関係機関とチームとなって養育していただけることが大切であるということも必ずお伝えするようにしています。

3つの里親支援機関と地域に根ざした取り組み

次に、活動をするにあたって、ターゲットや 手法はどうしているのか。ここからは東京都内 地域児相、二葉乳児院、里親支援機関フォスタ リング機関、都内の3里親支援機関の合同のリクルート事業について具体例をご紹介します。



まず地域に根ざした取組み。各児相が里親委託等推進委員会の場でリクルートの目標を共有し、啓発や広報の取り組みについて情報共有しています。また地域の学校や保育園に全世帯にいきわたるような形でのチラシの配布やポスターを掲示していただいています。

目にする方が多い区報に情報を掲載していた だくなど、地域とのつながりが、その先の支援 の充実につながるのでは、と考えています。

出前講座は大学や区市町村の行政職員に向け た研修の場で行い、制度普及に努めています。

広報物としては配布用のチラシ、ポスター、 グッズ等を作成しています。イベントのときは チラシだけでは手に取っていただくことが難し いので、傷テープや綿棒などを一緒に入れてで きるだけ多くの方に持ち帰ってもらえるような 工夫をしています。

駅構内のポスター掲示や、画像の用意が今日 はできませんでしたが、駅構内でのデジタル広 告を東京都が行っております。そして、地域の 中でなるべく人が多く集まる郵便局を中心にポ スターの掲示やチラシの配置をしております。

次に企業との連携です。これは里親支援機関事業ではなく東京都として取り組んでいるものです。2019年からJ1リーグ、FC東京と連携してホームスタジアムである味の素スタジアムで児童虐待防止キャンペーンと合わせ里親制度リ

ーフレットの配布をしています。その他、東京 ドームなどスポーツ系の施設でリーフレットを 配布しました。

東京都がワイドコラボ協定を結んでいる保険会社や旅行会社と連携も始まりました。昨年の 里親月間では、各提携企業内で、ポスター掲示 やリーフレットの配布。そして、生命保険会社 では顧客等、制度周知のチラシを配布していた だくことができました。

イベント相談会の開催。イベントなどへの参加協力について。今年は新型コロナの影響でイベントがなかなか厳しい状況でした。通常ですと、イベントで私達はお子様に風船を配布しながら、その間に保護者の方に「養育家庭を知っていますか、里親のことを知っていますか」というアンケートをします。その答えを丸いシールで貼ってもらいながら、例えば養子縁組と養育家庭の違いを説明したりしています。そういう会話が生まれることで全く知らなかった方が知る機会になっています。

そして相談会を開催したり、里親月間には都 と市区町村の共催で体験発表会を東京都内各エ リアで開催しています。今年の3月6日の相談 会は初めてのオンライン開催となります。今回 のテーマは思春期の子どもを預かることについ て里親さんにお話をしていただくように準備を 進めています。

各区でのパネル展示や相談会の共同。東京都の里親普及啓発キャラクター「さとぺん」を使って PR しています。今年はさとぺんの着ぐるみやバルーンを東京都が作成しました。大人も子どもにも人気で、さとぺんの写真を撮って遊んでいました。

展示パネルにも QR コードを入れ、通りがかりであまり時間が無い方でもその情報を気軽に持ち帰ってもらえるような工夫をしています。

メディアの活用としては、不妊治療の専門フリーマガジン「ジネコ」に里親インタビューを 掲載しています。

Tokyo 里親ナビで動画を制作

ウェブサイト「Tokyo 里親ナビ」を立ち上 げ、活用しています。ご覧いただいたことのあ る方はいらっしゃいますか? 子どもと里親の 暮らしを知るサイトテーマに都の委託を受けて いるリクルーターでサイトを運営しています。 サイトは里親さん達の生の声、ご家庭での暮ら しを垣間見ることができる内容になっていま す。

またパネル展や体験発表などイベント情報、 そして関係機関の情報もこちらに掲載し、まと めて閲覧していただけるようにしています。 Facebook などでもイベント情報などを発信。 小さな工夫ですが、私たち二葉の名刺にもこの サイトの QR コードを入れています。

どの地域でも同様ですが、コロナ禍でイベントや活動の機会が減ってしまいました。リクルーター3人どう活動していこうかと考えTokyo里親ナビの動画を制作することにしました。

動画のターゲットは制度を知らない方々に絞り込みました。もちろん里親ナビのサイトを見る方にも興味を持って頂けるような内容ではありますが、例えば YouTube でたまたま観る、行政機関での待ち時間で行政の画面でたまたま観る方々も対象にしています。

知ってほしい内容は東京都で現在必要としている養育家庭(里親)について絞りました。社会的養護が必要となる背景にある実親さんやお子様達の状況を理解してほしかったので、内容はそこに重点を置きました。そして里親さんのインタビューでリアルなお話を伺いました。

制度説明に関しては基本的なものに絞り込み、観ている方を最後まで飽きさせないことを 意識して作りました。一部を上映いたします。

~~~動画上映~~~

動画の活用方法として出前講座、体験発表 会、教職員向けの公開講座など、企業でのイン トラネット掲載。こちらは完成直後にソフトバ ンク株式会社様の社内イントラネットで掲載さ せていただきました。

そしてターゲット企業は全国で子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けているプラチナくるみの都内企業を中心にアプローチをしている最中です。市区町村での施設であったり、メディアイベントなど様々な場所で活用中であったり、これから活用予定をしております。以上となります。

日本財団 高橋:中村さんありがとうございました。「東京里親ナビ」は私もファンでよく見ております。次に熊本の優里の会の八谷さんからよろしくお願いします



八谷:本日の発表 は、これまでの広報 啓発活動ということ で、特に委託授業を 県と市から受けてい る内容と、新型コロナが流行る前の取り 組み、新型コロナ流

行後の取り組みをお話しします。収束の兆しが 見えませんので、今後の活動のために有効だと 思ったこともお話しします。

最後にまとめをお話できればと思っています。

まず熊本県の現状について。熊本県は総人口が 170万人、熊本市が 70万人を超えています。その他の市町村は 5万人未満の所が 8割以上。過疎化と一極集中が進んでいる状況です。児童相談所は中央児童相談所、八代児童相談所、熊本児童相談所の 3カ所。里親委託率は平

成30年度の統計中央と八代を合わせた熊本県の委託率が12.4%、熊本市が10.8%です。他の都道府県と比べても低い状況にあります。

フォスタリング機関として事業を開始

これまでの広報啓発活動(委託事業他、コロナ前)

【熊本県・熊本市からの委託事業】

・ H27より単親制度普及・委託権進事業を受託。(そのうち、里親制度普及・季託権進事業を受託。(そのうち、里親制度普及事業と成の3事業)

・ 講演会(H2 8 からは出前講座へ変更)

・ 里親フォーラム

・ 里親フォーラム

・ 里親(子育で)座談会

・ 「ベネル展を県内各地で開催(流社祭り、ショッピングセンター、区役所、公立図書館)

・ ホームページのリニューアル・SNSで情報発信

優里の会は先月(12月)より八代児童相談所館内のフォスタリング機関として事業を始めています。契約期間の方が2年と4か月、3年度分の契約。今日の発表内容は、フォスタリング機関になる前の取り組みとなります。

優里の会は平成27年度から熊本県と熊本市より里親制度普及・委託推進事業を受託しました。里親制度普及事業しては、講演会を開催していますが、これは初年度のみの開催で、次年度からは出前講座へと変更しました。また、毎年、里親月間に里親フォーラムを開催。そして里親座談会。これは後で名称を「子育て座談会」と変えましたが、熊本市内の各区。5区ありますが、各区で行われています。

さらに、平成29年度から日本財団の助成を受けて里親制度普及事業を増やしています。例えば里親(子育て)座談会の開催場所を熊本市内に限らず県内各地で実施しています。またパネル展も県内各地で開催しました。そしてホームページのリニューアル。FacebookやInstagramで情報発信しています。

これらの詳しい内容ですが、まず出前講座は年間10回から15回県内各地で開催。小学校でのPTA研修でも開催。他にも民生委員の研修、県職員向けの研修会で話をしています。

里親フォーラムについては毎年約 100 名程度 参加しています。その中で数組の組み合わせに つながっていて昨年度は 5 件ありました。

里親座談会は熊本市内だけの開催から県内各地の開催に広げ、毎回10名から15名が参加。 その1/4ほどが、これをきっかけに登録につながりました。昨年は6ヶ所で開催しています。

パネル展示ですが、市町村の福祉まつりとかショッピングセンター、公立図書館のロビーなどをお借りして開催しています。昨年度は16箇所開催しました。

広報啓発活動の取り組みを紹介しましたが、 効果が大きかったのがホームページのリニュー アルです。デザインや見やすさのリニューアル も当然なのですが、SEO対策やFacebook、 Instagram での開催お知らせを発信してホーム ページとの連携することで、これまでに比べる と組み合わせの件数が増えました。

これらに関しては制作を依頼しているデザイナーから、毎月のホームページの閲覧状況をご報告いただき、それをもとに少しずつ修正を加えながら、平成29年度までは問い合わせがほとんどなかったのですが、このホームページのリニューアルをきっかけに、昨年度が15件、今年度が20件と増え、ここから児童相談所への問い合わせにつながっています。

今年度新型コロナの影響でこれらの取り組みがどうなったのかということですが、やはり形をそれぞれ変えてという取り組みになってしまいました。

里親に関心のある福祉系事業所で出前講座

まず里親フォーラムですが、参加者を減らしての開催となってしまいました。出前講座は、最初はリクエストが全く来ないという状況でした。各地の研修会とか集まりが中止延期になったことが大きな原因だったと思います。

ところが、事情を知った後ある里親が福祉系の事業所に声がけしてくださり、出前講座を開催することができることになりました。この写真では保育園の職員向けの出前講座でした。その他には介護用品のレンタル会社、訪問介護事業所、デイサービスの事業所などで開催。多くて7~8人ほど、少ない時は2~3人でした。福祉系の事業所の方は里親制度に関心を示してくださいました。

パネル展は接触を避けるため、市役所のロビーとか公立図書館などで自由に閲覧できる方法に切り替えました。期間は2週間とか長くて1ヶ月展示してもらうことができました。

座談会はズームを使ったオンラインで開催しました。この方法だと熊本県全体に呼びかけして遠方の方も簡単に参加でき、小さいお子さんがいる方でも参加できて良かったです。それぞれ地元の新聞社の方に取材をしていただいて、記事を掲載していただきました。

県内各地に出かける啓発活動ことが難しかったのでホームページとか SNS を使っての方法も力を入れていました。特に今年度は Facebook に広告を出しました。アプローチする年齢や地域を絞って、広告を出せることが利点です。一方短所は Instagram の広告に比べるとハッシュタグを使えないなどがあります。 2つを比べると利用者の年齢層がマッチするということで Facebook に広告を出しています。

これらの取り組みの中で効果的だったのか。 ポスティングは各家庭に届くイメージですが、 地方の田舎だと個別投函しても効果的なのはせいぜい熊本市。昨年度は人口が約1万から2万 ぐらいの街に協力いただき、回覧板と一緒に全 戸にチラシを回しました。その結果、一件です が新しい里親につながっています。

次に里親からのサポートが効果的でした。出 前講座の開催場所も里親さんご自身に探してい ただき、しかも福祉系の事業所で関心を持って 聞いていただいました。今のところ問い合わせ にはつながっていませんが、関心があるという ご感想をいただきました。関心があるというこ とは、もうひと押しすれば登録につながると感 じます。

オンライン講座や SNS 発信は有効

またオンラインの活用は遠隔地の方や子ども さんのいる方の参加を容易にしましたので、今 後もうまく活用していきたいと思っています。 最後にホームページや SNS の活用はやっぱり 有効だったと思いますので、今後も取り組んで いきます。

今年度は特に熊本県の里親委託率が低いということで、マスコミにも注目されていて、新聞社やテレビ局から問い合わせがありました。そこから取材が入ることになり、夕方の情報番組で8分間の特集を組んで放送していただきました。マスコミとの連携というのも話題としては大事かなと思います。

最後に「よい里親さんに出会うために」について考えてみました。これまでの取り組みの経験から、簡単ではないと思います。問い合わせをしてくださった方の出会いを大切にして、その方に寄り添いつつ、こちらが求めている里親さん像をお伝えしながら共に育っていくことが大事だと思っています。

熊本のような地方は、地域住民の理解を得て、つながりを大切にしながら里親さんに活躍してもらえるように働きかけていく必要があります。里親さんとの信頼関係を築き、チーム養育を一緒に行って行けるように働きかけていきたい。こうした取り組みが結果的に良い里親さんとの出会うことになると思います。

日本財団 高橋:コロナ禍の中で新しい取り組みも進めていらして、非常に参考になるお話をありがとうございました。NPO法人のフォス

タリング機関はキーアセット以外まだ少ないので、ぜひがんばっていただきたいと思います。

キーアセット高橋: NPO 法人キーアセットのリクルーターを担当しております。私の担当地域は福岡県福岡市。リクルート期間は4年。人口は150万人。キーアセットからの登録は43家庭となっています。

リクルート活動の 概要ですが、①イベント、説明会、座談会、パネル展。②チラシ、SNS など。③ お問い合わせ。この 三つの内容で話していきます。



①のイベントですが行政が管理している施設 や地域の方が集まる場所など、地域の方がアク セスの良い場所を探して開催しています。

福岡市のお祭りでは市役所の方と一緒に参加させていただきました。役所の人と間違えられて、祭りのおたずねなども多かったですが、福岡市がやっているイベントということで安心感があったと思います。

市民が何度も訪れる場所でイベントや展示

日々皆さんがお買い物で何度も訪れるショッピングセンターでもイベント開催をしました。いつも私がイベントをしている姿を何度か見て、お問い合わせをくださった方もいます。

座談会カフェは、お茶をしながら気軽な気持ちでお話がしやすいと福岡市では一番反応がよい場所となっています。

②のポスター、チラシですが、福岡市では毎月2万枚のポスティングをしております。お問い合わせ10件中、7件ほどはポスティングからです。配布枚数が5000枚から1万枚だと反応が薄いです。

その他に反応がいいのが図書館。ゆっくりできて一度本を借りて、返却に再訪し、2度は訪れる場所。チラシを見る確率が増えます。

市政だより掲載は毎回必ず反応があり、地域 の広報誌で信頼感があり、地域の社会貢献にご 興味がある方からのお問い合わせが多いです。

バス広告は「毎日利用する乗り物なので見ま した」というお声をたくさんいただきました。

生協は4年間の中で一番反応があり、1回の 広報で60件近くお問い合わせがありました。 家でゆっくり読めるということと、「生協のチ ラシ以外のチラシが入っていて興味が湧いた」 との声も。今も年に1度お願いしており毎回大 きな反応があります。

福岡市の中心部天神で動画を流していただきました。キーアセットの社用車を宣伝カーにして PR したり、他社ホームページでイベント情報を流したりしています。

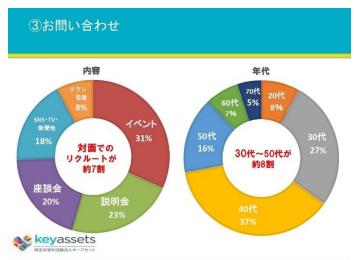
SNS 関連について。ホームページの中に Facebook がありまして、そのフォロワー数が 786 人。次に LINE のお友達が 114 人。Twitter のフォロワー数が 65 人です。

ホームページが一番多い理由としては、ホームページは8年という長い期間継続しており、今はホームページで情報を確認される方が多く、加えてFacebook の利用者が多いからだと思います。LINE や Twitter に関してはまだ期間は5ヶ月ですが、順調にフォロワー数が増えています。

福岡市ではポスティングをするチラシに LINE の QR コードを付けており、この 3 ヶ月間 はほとんどの問い合わせが LINE からでした。

これら Facebook、LINE、 Twitter はビジネスの活用ができます。ターゲット層を決め、お問い合わせをして欲しい方の地域や年齢、皆さんがネットで検索する際の内容で、例えば「社会貢献」や「子どもお預かり」などの概要を決めることが出来ます。その後、どのくらいの

方々に反応があったのかをデータいただけるの で、リクルートの今後の参考になります。



お問い合わせの内容を円グラフにしました。特に反応がいいのが、説明会、イベント、座談会です。共通するのは3つとも直接お顔を見ながらお話しできる対面でのリクルートで全体の約7割となりました。SNS、テレビ、新聞ほかチラシの設置も反応はあるのですが、皆さんからしたらご自身とは少し距離を感じるものもあります。右の円グラフは年代別ですが、一番多いのが40代で次に30代、次に50代となり、30代から50代が約8割です。

福岡市のリクルート期間は4年と伝えましたが、まずは平成29年4月から令和2年3月までの3年間の数字をグラフにしてみました。左から平成29年、右に30年、右に令和1年、右に合計です。



青い部分がお問い合わせの数、次に橙色がご連絡先を伺えた数、灰色の部分が個別の相談を受けた人の数。福岡市では、その個別相談を受けられた後、次のステップの研修となります。

ここで見て頂きたいのが合計の部分です。青のお問い合わせは670人から、だいたい色のご連絡先を聞けた人数は465人です。1.5人に1人の方からご連絡先を頂いた。連絡先をいただけた465人中135人が個別相談を受けてもらいました。3.5人に1人が個別相談となっています。リクルートとしましてはこの個別相談を増やすことが重要だと考えています。

先ほどのグラフは令和2年3月までのグラフでしたので、その続きの令和2年4月から12までのグラフです。



先ほどのグラフと一緒で青い部分が問い合わせ数、橙色が連絡先、灰色が個別相談です。コロナ禍となり、お問い合わせ数が118人と毎年度に比べ、約2/3になりました。ただし、お問い合わせからご連絡をいただいた方は76人と変わらず1.5人に1人いただいております。

連絡先を頂いた方から個別相談は33人。2 人に1人が個別相談となりました。お気づきか と思いますが、連絡先の人数から個別相談の人 数が、前年度まで3.5人に一人だったのが、2 人に1人となりました。

お問い合わせをくださった方に今まで以上に 深く入り込むことで次のステップに進む方の安 心を増やしていくことが課題になっていくと思います。ではそのためにはどうすればよいか。

「推して取れるお問い合わせ」とは

お問い合せには「誰でも取れるお問い合わせ」が10件中2件ほどあります。例えば「登録まで考えています」という方、「以前から興味を持っていました」という方々です。

次のステップに進む人が10件中2件だけで終わらないように、ように私たちリクルーターは「推してとれるお問い合わせ」10件中5件を次ステップに進む人にすることが大切です。

よく言われるのが「家でじっくり考えてみます。責任を感じます。でも難しいです」というお言葉です。こちらは「ではまたご検討ください」と流すことが多かった。

それを「家でゆっくり考えてみます」と言われたら「お時間もとりません、1分だけお願いします」と返し、「責任を感じます」と言われたら、「責任を感じていただくことが大事なのです」と返す。「いまは難しい」と言われたら、「先に一度聞いてみてご検討される方も多いですよ」という一言で立ちどまっていただく方もいます。

場所によってトークの構成を変える

トークの強化や勉強会の実施でお問い合わせ は増えていきます。トークは場に応じた使い分 けが大事です。

説明会や座談会はそもそもご興味があってお話を聞きにこられる方が多いのです。緊張なさっていることが多いので、まずは緊張をほぐすアイスブレイクから始まり、アプローチ、ヒアリングそして最後に個別相談の予約をその日のうちにしてもらうクロージングが重要です。

一方、イベントはたまたま違う目的があって、その場所に来ている方なので、説明会や座談会より、お話を聞いてもらうことが難しくな

ります。したがって、アイスブレイクはしない で、要点だけをアプローチしてヒアリング、クロージングを短時間で進めます。こういった細 かい変化が後々数字として大きな差が出てきま す。次のページお願いします。

最後に。リクルーターとして結果が出せているのは皆さんのご協力があるからです。「えがお館」の皆さま、特に所長、係長には行政の方からのご協力が必要なことに関してすぐに実行して頂き、かつ区役所の方々との繋がりも深めていただきました。

そのおかげで今は市役所の方が里親の方々、 ボランティアの方々等からお誘いを頂くまでに なっています。

キーアセットのソーシャルワーカーも個別相 談などすぐに対応してもらい、周りの方々の迅 速な対応がスピーディーに登録までつながる結 果になっています。こうしてリクルーターを支 えてくださる皆さまに感謝申し上げます。

日本財団 高橋:キーアセットのこれまでのデータの積み重ねも紹介してくださり、とても参考になりました。やはりポスティングは効果があるとか、生協のチラシは反応がいいとか、営業的なトークは民間ならではだと感じました。

ではここで里親の叶さんからひと言コメントお願いします。

小さなことの積み重ねが結果につながる



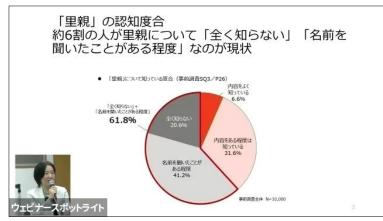
叶:皆さんの各地で のご活動を聞いて、 大変頭が下がる思い です。私たち里親は 啓発活動といっても なかなかうまくでき ないので、行政や各 地域の皆さまにお願

いするしかないのです。

私の相模原市でも出前講座、ポスターを掲示したり、動画を作ったり、啓発活動をやっていますが、そういう小さなことの積み重ね一つひとつがこれからの里親につながっていくのかなと思って今聞きました。これからも里親さんを増やせるように、皆さまとご一緒に努力していきたいと思っています。

「里親意向調査」から見えること

日本財団 高橋: ありがとうございます。では ここで日本財団が以前おこなった「里親意向調 査」簡単にご紹介します。



「里親制度の詳細についてどこまで知っていますか」との問いに対して、例えば「子どもを預かる機関で、2か月などの短期間で里親になれる」を知っていたのは12%しかいない、「生活費などの金銭サポートがある」ということをご存じの人も13%ほどでした。制度そのものを理解している方が少ないということが調査からわかりました。

さらに 47%が里親と養子縁組を混同していることもわかりました。ただ「里親になってください」ではなく里親というものがどういうものなのかということをきちんと伝えることが大切だと感じています。

「里親になってみたいと思う」割合は、「なってみたい、どちらかと言うとなってみたい」が 6.3%の結果でした。6.3という数は少ない気がしますが、里親の対象となる世帯、30代か

ら60代を考えてみても、1780万世帯ですので、6.3%は約100万世帯。そう考えるとポテンシャルは大きいいと思います。



里親の意向はあるけれども、なっていない理由。例えば「経済的な負担が心配だから」「子どもの人生を左右する責任が重い」「預かった子

どもが大きくなるまで健康でいられるかわからない」などが挙げられています。

里親制度というものが正しく理解されていない。養子縁組と混同して捉えられていることが 一つの要因なのかと思います。

この調査の中で、「日本では里親が足りていません」「子どもの生活費などの養育費が支給されます」「短期の里親もあります」と、アンケートの途中でお知らせしたところ、「それならできそうだ」と里親に前向きな人が最終的には増えるという結果になりました。

もちろん情報提示後に、やはり難しいと思った方もいましたが、情報を聞いて自分でもできるかなと思った人が最終的には推計で12.1%になっています。情報を伝えていくことが大切であることがわかる結果です。

最後に、里親を増やすためにどう伝えていくかということをこの調査からまとめますと、里親不足の現状と家庭養育で子どもが育つことの重要性、あと実際に子どもの背景やプロフィールや体験談を伝えることが効果的でした。

例えば、大阪の家庭養護促進協会は昔から毎日新聞の「愛の手」コーナーで、お子さんの情報をある程度お知らせしたりしています。そういったこともできるようになっていけばよいかと思います。

それからサポート制度。経済的なサポートやフォスタリング機関のようなサポートがあること。また、里親になる条件などもきちんと伝えていく。

実際に里親を務めるために伝えるべき2つの 事としては、具体的な里親のなり方や、どういった部分に注意しなければいけないか、あとは 気軽に相談できる相談相手がいることという調 査の結果になっております。

オックスフォード・リーズセンターの報告書

もう一つご紹介します。オックスフォード大学のリーズセンター。これはキーアセットが出資して作られたイギリスの機関ですが、「なぜ人々は里親になるか? 里親になるモチベーションについての国際的な文献レビュー」を出しています。

人々が最初に養育里親になることを検討する のはどのような理由からか。また申請に踏み切 るのは何が要因なのかを調査したものです。

この組織の調査ではなく、オーストラリア、 ニュージーランド、アメリカ、カナダ、イギリ スの文献をレビューした報告書です。

この調査の結果、親族以外の養育里親になる ことを検討するきっかけとして最も多いのが 「養育里親と会ったことがある、または養育里 親をしている人を知っている」という結果にな りました。

また少ないけれど「養育里親に育てる子ども とか若者との接触があった」もきっかけの一つ として挙げられています。

こうしたことから養育里親は里親募集および 養育里親制度の関心を集める上で重要な役割を 担っていると報告書に書かれています。

それ以外に養育里親を希望する動機としては 他者を思いやる本能的な行動。やはり子どもた ちの生活の生活に変化をもたらしたいという思 いが多い、とあります。 それ以外の動機として家族を増やしたい、孤 独な子どもに兄弟を持たせてあげたい、社会に 恩返ししたいなどが挙げられています。

収入を得ることは養育里親になることの主な動機ではないことがほとんどですが、その費用を賄うこと、または自分がパートの仕事をやめないといけない場合の所得の埋め合わせになることは、次の段階に進むかどうかを決断するための重要な検討事項になるとされています。

それから最初の問い合わせに対する応対のせいで、やる気を削がれるケースが多いという報告もありました。その結果情報請求から登録に進むまでの段階で、里親希望することが大きく減少することが分かっていまして。先ほどキーアセットさんの高橋さんの話がありましたけど、やはり丁寧に対応することの必要性が挙げられています。

また、国際調査によって里親のマイナスなイメージや社会通念が地域社会における里親制度の障壁となっている、と。養育里親の正しい理解、ポジティブなイメージ作りが必要だとされています。例えば里親になるためには大きな家を持っていないといけないとか、一定の収入が必要だとか、自分の子どもがいたりとか、家を持っていたりしないとなれないといった思い込み。

あとは例えば一般に養育里親は儲かると思われていたり、養護保護児童や実親は素行が悪いものと思われていたりする場合、養育里親を始めるためのモチベーションが下がるそうです。

さらに里親の登録継続に関する研究で、養育 里親への対応に不備があると、里親たちが感じ ていることが報告されています。例えば彼らは 子どもや若者を支援しているチームの一員であ ると伝えられているのに、子どもに関する情報 を与えられていない、意思決定において自分た ちの意見が重要視されることがない、と。自分 たちが正当に評価されていない。受け入れられていないと、度々感じている里親さんもいる。

こうした研究結果を関連付けると、やはり里 親さんが自分たちを評価されている、受け入れ られていると思えば、やっぱり養育里親につい てポジティブで話すことができ、問い合わせに 対して肯定的にご自分の体験を話すことができ るようになると報告されています。

簡単にまとめますと、里親リクルートには養育里親の体験や口コミがやはり有効でで、養育 里親さんがリクルートに積極的に関わっていた だく事が効果的とされています。

一方で養育里親について正しい知識やポジティブな認識を広めていくことも非常に重要です。最初の問い合わせに対する対応のせいで、 やる気を削がれるケースは多いので、すぐに丁寧に対応することが大切です。

さらに養育里親さんを尊重して彼らのポジティブな感情を高めていてリクルートに参加していただく、といったことが大切なのではないかとこのレビューではまとまっております。以上、情報提供させていただきました。

コロナ禍を乗り越えるために

日本財団 高橋:それでは改めて皆さまにご質問させていただきます。コロナ禍で施設での研修が止まり里親登録が進まないというお悩みをお聞きしますが、何か代案はございますか?

中村:施設の研修はコロナ禍の状況で通常よりも延期になったり人数を減らしたりしています。コロナ前のようなスムーズな状況になっていないのが現状です。

キーアセット 高橋:新型コロナへの対応については、お問い合わせの時点ですでにご理解いただいています。皆さまコロナのことよりも、子どもたちのことを思う気持ちの方が強い方が

お問合せされるので、その辺は特に問題はなくて。お問い合わせ自体はもちろん減ってはいますが、自宅待機の人数が増えているので ネットや LINE での問い合わせとは増えています。その辺はポジティブに受け止めています。

八谷:登録のための研修ですと、今までは丸1日かけて講義とかグループワークをしていましたが、コロナの関係で今回グループワークは実際に会ってやるのですが、その日と別に講義だけの日を設定し、全部 zoom でやりました。そういった形で zoom でできるところはやり、どうしても実際に面談しないとできないところは一つの会場に集まって実施するという形で今年は進めていきました。

日本財団 高橋: zoom 参加の方から「私たち 一人ひとりがリクルーターなのですね。頑張り ます」というコメントが寄せられております。 本日はみなさま貴重なお話をありがとうござい ました。